

串木野クリーンセンター 汚泥脱水機パンチングメタル薬品洗浄 特記仕様書

1. 業務の概要

本業務は、串木野クリーンセンターに設置されている圧入式スクリュープレス汚泥脱水機のパンチングメタルを分解・取り外し、薬品洗浄および復旧を行うものである。
汚泥脱水機の停止期間中は、移動式脱水機を設置して汚泥の脱水処理を継続する。

2. 修繕名

公下修繕第1号 串木野クリーンセンター 汚泥脱水機パンチングメタル薬品洗浄修繕

3. 業務目的

- 1) 汚泥脱水機のパンチングメタルに付着した汚泥、スケールおよび異物を除去する。
- 2) パンチングメタルの状態を点検し、必要に応じて消耗品等を交換する。
- 3) 洗浄作業中も移動式脱水機により汚泥処理を継続する。
- 4) 施設の安定した運転を確保する。

4. 履行場所・期間

履行場所

串木野クリーンセンター
所在地：いちき串木野市 西薩町3番地

履行期間

契約締結日から令和9年1月29日まで。
作業実施日時および工程は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

5. 対象設備

項目	内容
施設名	串木野クリーンセンター
対象設備	圧入式スクリュープレス汚泥脱水機
型式	SP-700
台数	1台
メーカー	株式会社 クボタ
対象部品	パンチングメタル φ700mm

6. 業務内容

6.1 事前確認

受注者は、作業着手前に次の事項を確認する。

- 1) 対象設備の仕様および設置状況
- 2) 汚泥の性状および予定処理量
- 3) 作業場所、搬入経路および作業時間

- 4) 電源、給水、排水、薬品および汚泥配管等の使用条件
- 5) 移動式脱水機の設置・運転方法
- 6) 安全対策および周辺設備への影響

6.2 汚泥脱水機の停止

- 1) 発注者と協議した日時に汚泥脱水機を停止する。
- 2) 機内および関連配管等に残留する汚泥を適切に処理する。
- 3) 電源、動力および関連設備について必要な停止・遮断措置を行う。
- 4) 誤操作防止措置および安全確認を行う。

6.3 パンチングメタルの分解・取り外し

- 1) パンチングメタルおよび関連部品を分解し、取り外す。
- 2) 目詰まり、変形、破損、腐食および摩耗状況を確認する。
- 3) 取り外した部品を紛失・破損しないよう整理して保管する。
- 4) 必要な工具、吊り具および養生材等は受注者が準備する。

6.4 薬品洗浄

- 1) パンチングメタルに付着した汚泥、スケールおよび異物を除去する。
- 2) 使用薬品は、対象部材の材質および設備に適合するものとする。
- 3) 薬品の種類、濃度、使用量および洗浄時間は、適切な技術基準による。
- 4) SDSを確認し、薬品に適合した保護具を着用する。
- 5) 洗浄後は十分に水洗いし、薬品が残留しない状態とする。
- 6) 洗浄廃液、使用済み薬品および廃棄物を関係法令に基づき適正に処理する。
- 7) 薬品、洗浄水および廃棄物の処理費は受注者の負担とする。

6.5 復旧および試運転

- 1) 洗浄後のパンチングメタルを所定の位置に復旧する。
- 2) ボルト、ナット、およびスクレパー等の取付け状態を確認する。
- 3) 必要に応じ、発注者と協議のうえ消耗品等を交換する。
- 4) 無負荷運転および実負荷運転を行う。
- 5) 漏水、漏泥、異常振動、異音および脱水状態を確認する。

7. 移動式脱水機による代替脱水

- 1) 汚泥脱水機の停止期間中は、移動式脱水機を設置し、汚泥の脱水処理を行う。
- 2) 移動式脱水機は予定汚泥量を処理できる能力を有するものとする。30 m³/日。
- 3) 脱水後の汚泥含水率は、最大で 85%未満とすること。
- 4) 移動式脱水機は、雨天時においても脱水作業が可能な構造であること。
- 5) 脱水作業に問題がない仕様であれば、脱水方式は特に指定しない。
- 6) 脱水作業で使用する機器の運転に必要な電力は、クリーンセンター内の電源または自家発電機により供給できる仕様とすること。
- 7) 移動式脱水機の搬入、設置、接続、試運転、運転および撤去は受注者が行う。
- 8) 運転に必要な配管、ホース、電源、制御機器および付属設備は受注者が準備する。

- 9) 脱水ケーキ及び分離液は、発注者が指定する場所へ適切に搬送する。
- 10) 運転中は、処理量、脱水後の含水率、薬品注入状況および異常の有無を確認する。
- 11) 周辺への汚泥、薬品および排水の飛散・漏えいを防止する。
- 12) 作業終了後は、使用場所を清掃し、原状回復する。

8. 関係法令等の遵守

移動式脱水機および脱水作業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に定める必要な条件を満たすものとする。

また、労働安全衛生法、消防法、毒物及び劇物取締法その他関係法令を遵守する。

9. 安全管理

- 1) 作業責任者および安全管理責任者を配置する。
- 2) 作業前に危険予知活動および作業手順の確認を行う。
- 3) 電源遮断、施錠および表示等の誤操作防止措置を行う。
- 4) 挟まれ、巻き込まれ、転落、感電、酸欠および薬品ばく露を防止する。
- 5) 作業区域を区画し、関係者以外の立入りを防止する。
- 6) 事故、漏えいまたは設備損傷が発生した場合は、直ちに発注者へ報告する。

10. 提出書類

- 1) 業務着手届 1 部
- 2) 施工計画 1 部
- 3) 報告書 1 部
- 4) 写真(着手前、作業状況、完了) 1 部
- 5) 業務完了届 1 部

11. 費用負担

人件費、機材費、移動式脱水機の搬入・設置・撤去費、薬品費、消耗品費、運搬費、廃液・廃棄物処理費、安全対策費その他本業務に必要な費用は、契約金額に含むものとする。

12. その他

- 1) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して決定する。
- 2) 作業方法を変更する場合は、事前に発注者の承認を得る。
- 3) 施設または設備を損傷した場合は、受注者の負担で復旧する。
- 4) 業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。